令和４年度山田町地域防災計画修正の概要

経緯

山田町地域災計画については、災害対策基本法などの関係法令の改正及び国防災基本計画並びに県地域防災計画の修正を踏まえ、平成24年度以降、毎年行っております。

今年度においても、それぞれの計画の修正に伴う修正及び町の防災施策を踏まえた修正やその他所要の修正を行います。

主な修正内容

１．防災基本計画の修正に関する主な事項

①　令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

・危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導について追記
（第３編第１章第14節　風水害災害予防計画）

・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進について追記
（第２編第１章第１節　防災知識普及計画）

・避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言について追加
（第２編第２章第15節　避難・救出計画）

②　関連する法令の改正を踏まえた修正

・津波対策におけるデジタル技術の活用について追記
（第２編第１章第１節　防災知識普及計画）

・地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進に努めることを追記
（第２編第１章第14節　津波災害予防計画）

・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の修正及び特別強化地域の追加
（第２編第４章第１節　総則）

③　その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

・避難所における食物アレルギーに配慮した食材等の確保について追記
（第２編第２章第18節　食料供給計画）

２．県地域防災計画の修正に関する主な事項

①　広域避難に関する事項

・災害が発生するおそれがある段階から広域避難を実施できることとする旨追記
（第２編第２章第15節　避難・救出計画）

②　要配慮者の円滑な避難の確保

・福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示することとする旨追記
（第２編第１章第５節　避難対策計画）

３．町の防災施策を踏まえた修正

①　町災害警戒本部設置要領の一部改正に伴う修正

・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の災害警戒本部の組織及び参集基準を修正
（第２編第２章第１節　活動体制計画）

②　法令の適用変更に伴う修正

・国勢調査結果に基づく災害救助法適用基準変更に伴う被害世帯数等の修正
（第２編第２章第14節　災害救助法の適用計画）

③　地域特性に応じた避難方法の修正

・原則、徒歩による避難から自転車、オートバイを追加
（第２編第２章第15節　避難・救出計画）

④　指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し

・県道重茂半島線（浜川目高所部）、町営柳沢第１団地Ｃ棟（４階）、旧山田北小裏山、大浦高台漁村緑地広場を指定
（資料編）

⑤　その他

・その他所要の修正（**計画全般**）